

# 社会福祉法人ルストホフ志木 個人情報保護規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ルストホフ志木(以下「法人」という。)が保有する個人情報等の取扱いについての基本的な事項を定め、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式)で作られる記録をいう。)に記載、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴(DNA、容貌、声帯、指紋等)を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の利用者若しくは購入者は発行を受ける者を識別することができるもの(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号等)

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように扱い特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

(1) 本人の人種、信条又は社会的身分

(2) 病歴

(3) 身体的障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること

(4) 本人に対して医師その他の医療に関連する職務に従事する者(次の各号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(次の号において「健康診断等」という。)の結果

- (5) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のために指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- (6) 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実
- (7) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと
- 4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害する恐れが少ないものを除く。)をいう。
  - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 5 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。
- 6 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 7 この規程において「保有個人データ」とは、法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。
  - (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
  - (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
  - (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 8 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(職員等の守秘義務等)

第3条 法人の全ての職員(役員、正職員、パート職員、派遣職員等)は職務上若しくは活動上知り得た個人の情報をみだりに他人に開示し、又は正当な目的以外に使用してはならない。

2 前項による職員の義務は、退職後も存続する。

## 第2章 個人情報の取得・利用

### (利用目的の特定)

第4条 法人は個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

### (利用目的による制限)

第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

2 法人は合併その他の事由により他の個人情報取扱業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合があつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### (適正な取得)

第6条 法人が個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 法人は次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合があつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、国内若しくは外国の放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体又はそれらに属する者、宗教団体、政治団体により公開されている場合
- (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (7) 第 16 条第 2 項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第 7 条 法人は個人情報を取得した場合はあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 法人は前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。

3 法人は、第 4 条第 2 項の規定により利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第 8 条 法人は、個人情報について、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならない。

### 第 3 章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保等)

第 9 条 法人は、個人データについて利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときには、当該データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第 10 条 法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他個人データの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。この場合において個人データには、個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。

- (1) 個人情報保護に関する規定の整備及び公表
- (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- (3) 個人データ漏洩等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- (4) 雇用契約締結時における個人情報保護に関する規定の整備
- (5) 職員等に対する教育研修の実施
- (6) 物理的安全管理措置
- (7) 技術的安全管理措置
- (8) 個人データの適切な保存
- (9) 不要となった個人データの廃棄及び消去

(職員等の監督)

第 11 条 法人は職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の監督)

第 12 条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データを適切に取り扱っている事業者を委託先に選定するとともに、取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託に伴う措置)

第 13 条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課さなければならない。

- (1) 本規程第 10 条に定めるのと同等の安全管理措置を講じること
- (2) 職員等の監督
- (3) 委託した事業の再委託の禁止
- (4) 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
- (5) 個人データの複写及び複製の制限
- (6) 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
- (7) 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること
- (8) 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善申入れに応じること
- (9) 守秘義務(委託先の従業者等が退職後も含む)
- (10) 個人データの第三者提供の制限
- (11) 個人データの返還及び廃棄若しくは消去
- (12) 事故発生時における報告及び適切な措置

## 第4章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案に対する措置)

第14条 法人は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案(以下「漏えい等事案」という。)が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- (1) 理事長その他の責任者への報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
- (4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第15条 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ(法人が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 法人は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知し、それ以外の漏えい等事案が生じたときは、当該事案の内容等に応じて、適宜に本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 法人は、漏えい等事案が生じたときは、速やかに、当法人ホームページにてその概要、原因、再発防止策等を公表する。ただし、実質的に本人の権利利益が害されていないと認められる場合、公表することにより被害の拡大につながるおそれがある場合など、当該事案の内容等に応じて、公表の全部又は一部を省略することができる。

## 第5章 個人データの第三者提供の制限

(第三者の提供制限)

第 16 条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合があつて、本人の同意を得ることにより当該事務を遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用について、第三者に該当しないものとする。

(1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該データが提供される場合。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りえる状態に置いてあるとき。

3 法人は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあつてはその代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知りえる状態に置かなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 17 条 法人は、個人データを第三者(本規程第 2 条第 5 項但し書きに掲げるものは除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 前条第 1 項の本人の同意を得ている場合

二 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)。

三 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

四 当該個人データ項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。

3 第 1 項の記録は、その作成日から 3 年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第 18 条 法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 16 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項第 1 号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他適切な方法により行い、前項第 2 号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う
- 3 法人は第 1 項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。
- 一 本人の同意を得ている旨(個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。)
  - 二 第 1 項各号に掲げる事項
  - 三 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
  - 四 当該個人データの項目
- 4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない
- 5 第 3 項の記録は、その作成日から 3 年間保存しなければならない。

## 第 6 章 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 19 条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

- (1) 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的(第 7 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。)
  - (3) 次項の規定による求め又は次条第 1 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に応じる手続き(第 25 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
  - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)
  - (5) 法人が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。



- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第20条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。

- (1) 電磁的記録の提供による方法
- (2) 書面の交付による方法

2 法人は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)以外の法令の規定により、本人に対し第2項本文の規定に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、当該法令の規定に定めるところによる。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第17条第1項及び第18条第3項の記録(以下「第三者提供記録」という。)について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(訂正等)

第 21 条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 法人は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 法人は第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第 22 条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 5 条若しくは第 8 条の規定に反して取り扱われているとき、又は第 6 条の規定に反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

2 法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条第 1 項の規定に反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 法人は、前項の規定による請求を受けた場合には、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

5 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 15 条第 1 項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 当法人が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の

権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 7 法人は、第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第 23 条 当法人が、第 19 条第 3 項、第 20 条第 3 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 21 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示請求等に応じる手続)

第 24 条 第 19 条第 2 項による求め又は第 20 条第 1 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 21 条第 1 項若しくは第 22 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、法人に対し、法人所定の保有個人データ開示等請求書を提出しなければならない。

- 2 開示請求等をする者は、法人に対し、自己が当該開示請求等に係る保有個人データの本人であることを証する書面を提出又は提示しなければならない。
- 3 法人は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、法人は、本人が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 4 開示請求等は、本人が成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求等を行うことにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。
- 5 前項の代理人によって開示請求等をするときは、当該代理人は、法人に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

(手数料)

第 25 条 法人は、第 19 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 20 条第 1 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 前項の規定により手数料を徴収する場合、その額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めるものとする。

## 第7章 苦情の解決

(苦情の解決)

第26条 法人の個人情報の取扱いに関する苦情の受付窓口は、本人が利用する介護サービス等の責任者とする。

2 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な解決に努めなければならない。

3 法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

## 第8章 雑則

(施行細則)

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、法人理事長が定めるものとする。

附則

1 この規程は、令和15年4月1日より施行する。

附則

1 この規程の改正は、平成29年5月30日より施行する。

附則

1 この規程の改正は、令和元年12月1日より施行する。

附則

1 この規程の改正は、令和4年4月1日より施行する。

附則

1 この規程の改正は、令和6年4月1日より施行する。